

本市の教育施策、学術・文化関連施策、子ども関連施策の取組について

【教育施策】

教育委員会のこれまでの取組と今後の展開について

令和6年（2024年）2月19日

総合教育会議

学校教育部



1 いじめ・不登校対策

市立小・中・義務教育学校における不登校総合対策「つながるプラン」

これまでの取組

校内別室指導の
実施



公的機関と
連携した支援



オンライン教育
支援センター開設



フリースクール等
連絡協議会開催



今後の展開

校内別室指導の充実

校内別室指導支援員、
校内別室巡回教員、
不登校対応非常勤教員等の配置

教育支援センターの
再編検討

適応指導教室、
バーチャルラーニングプラットフォーム、
小中一貫教育、夜間中学等

教員の不登校対応に
関する資質向上

登校支援コーディネーター対象の
1日実地研修を通じた高尾山学園の
ノウハウの共有

出席の取り扱いに
関するガイドラインの周知

1 いじめ・不登校対策

八王子市教育委員会いじめ総合対策

これまでの取組

未然防止

- 「はちおうじっ子サミット」の実施
- 「弁護士によるいじめ予防授業」の実施
- 「SOSの出し方に関する教育」の実施 等

早期発見

- 「子ども見守りシート」の周知・活用
→保護者と連携し、年度当初に児童・生徒の情報を把握
- 「Q-Uアンケート」の実施
→(小5・中2・義8、年2回実施)

早期対応

- 学校いじめ対策委員会を核とした組織的対応
→学校いじめ対策委員会コーディネーターの育成

今後の展開

未然防止

- 「はちおうじっ子サミット」の拡充
→小中一貫教育グループの代表児童・代表生徒が参加する形で対象を小学校まで拡大する。

早期発見

- 「Q-Uアンケート」の拡大
→対象を2学年(小5、中2・義8)から、4学年(小6、中1、2、3・義7、8、9)に拡大し、年1回実施する。

早期対応

- 学校いじめ対策委員会を核とした組織的対応のさらなる徹底
→「子ども見守りシート」等を活用し、保護者との連携をより強化したいじめ対応に取り組む。

2 学力対策

施策	これまでの取組	今後の展開
GIGAスクールの推進に伴う「一人一台学習用端末」の活用【R3～】	「開始期・活用期」 <ul style="list-style-type: none">・ICT環境整備・授業等での活用	「定着期」 <ul style="list-style-type: none">・日常的な活用（文房具の一つ）・個別最適な学び・協働的な学び
「はちおうじっ子 ミニマム」【R5～】	「実施初年度」 <ul style="list-style-type: none">・問題の研究開発・実施目的の説明	「2年目以降」 <ul style="list-style-type: none">・小中一貫グループでの引継・新型問題の開発

その他 アシスタントティーチャー配置事業(H17～)

2 学力対策

【はちおうじっ子ミニマム】

- 目的 「社会生活を営む上で必要最低限の学力」の定着を図るための取組
- 対象 小学校第6学年から中学校第3学年(義務教育学校第9学年)
- 内容 小学校第5学年までの学習内容 国語20問、算数20問
※基礎的・基本的な内容(四則計算・漢字)
※社会生活の場面を想定した内容
- 実施 年間2回

令和5年度 算数 問題例

クーポン券

2割引(飲み物のぞく)

7月1日から7月14日まで有効

※八王子店のみでご利用いただけます

スーパー八王子店

このクーポン券を使って、1000円のお弁当と180円のお茶を買います。
値段の正しい組み合わせはどれか？

3 学校給食【実施手法一覧】

小学校給食（69校）の実施方式

1	自校方式	66校	
2	親子方式	1校	中野北小
3	センター方式	2校	加住小・高尾山学園(小学部)

中学校給食（38校）の実施方式 ※いずみの森義務教育学校含む

1	センター方式	30校			
	令和2年6月開始	令和3年9月	令和5年9月開始	令和6年2学期予定	
	南大沢 (2,500食)	元八王子 (2,500食)	元横山 (2,800食)	檜原 (5,000食)	寺田 (1,500食)
	由木中	長房中	第一中	第二中	みなみ野中
	松が谷中	元八王子中	第五中	第四中	七国中
	宮上中	四谷中	ひよどり山中	第六中	高尾山学園
	別所中	城山中	石川中	第七中	
	松木中	恩方中	打越中	甲ノ原中	
		加住小中		横山中	
2	親子方式	6校	横川中、川口中、中山中、上柚木中、南大沢中、鑓水中		
3	自校方式	2校	館小中、いずみの森義務教育学校		

3 学校給食【給食の役割】

心とからだを
育む給食

適正な栄養摂取



食育の推進



農業・産業振興

地産地消の推進



持続可能な
社会の担い手



本市における 給食の役割

有機農産物の活用

スポーツクライミング 選手に学ぶ



スポーツ振興



食文化の継承

歴史文化の継承

郷土愛の醸成



不登校支援

夏休み中の学童昼食



子育て支援

4 学校再編

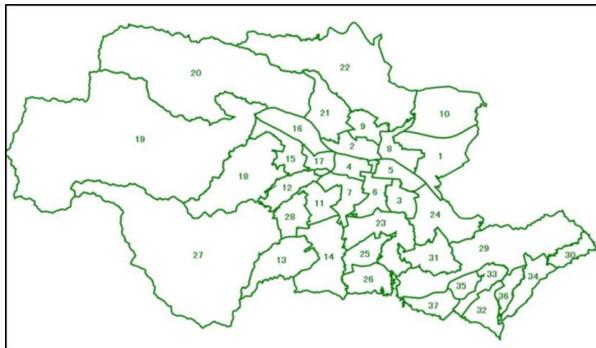
市立小・中学校再編基本方針（令和4年（2022年）12月策定）

「小中一貫教育の更なる推進」を主眼に置き、教育的観点から方針を策定

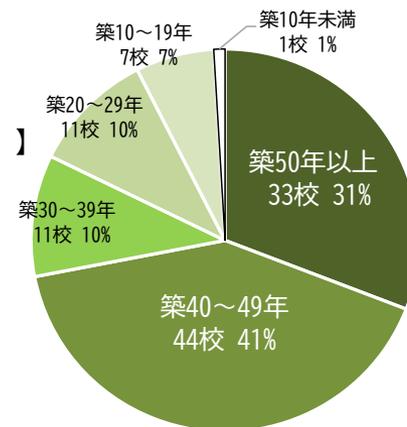
以下の3点を総合的に判断したうえで、市立小・中学校の再編を進める。

- 1 小中一貫教育のさらなる充実を図るため、中学校区を基本単位として再編を検討する。
- 2 施設の老朽化に応じた整備方法を検討するとともに、地域の拠点づくりや各種公共施設との複合化を基本とする。
- 3 再編により学校の適正規模化を図る。

【37の中学校区】



【経年別学校数
（令和3年度末
（2021年度末））】



4 学校再編

市立小・中学校における学校外プールの活用

令和3年度(2021年度)からの3年間の試行結果を基に、令和6年度(2024年度)より学校外プールでの授業を本格実施する(小学校8校・中学校1校)。

学校外プール活用の効果

- 屋内温水施設のため、天候等に左右されず、確実に授業が実施できる。
- インストラクターの配置・指導補助により、児童・生徒の泳力向上につながる。
- 教員によるプールの維持管理(水質・水量管理)負担が解消される。

学校外プールへの切り替え基準

基準1 (小規模)	児童・生徒数が概ね150名以内の学校。
基準2 (老朽化)	児童・生徒数が概ね300名以内かつ、施設の老朽化が顕著で、10年以内にプールの新設または大規模修繕が必要となる学校。
基準3 (その他)	その他学校規模によらず、学校外プールへの切り替えによるコスト削減効果が相当程度高いと見込まれる学校。

5 放課後の居場所対策

(1) 部活動改革と地域との連携

「地域活動に参加しやすい環境づくり」と「持続可能な部活動」とを連携させ、子どもの体験活動と参加機会を支援

キーワード: 「子どもの選択肢の拡大」「生涯学習・生涯スポーツの活性化」

学校と地域活動全体で子どもに多様な選択肢。子どもたちは活動を自由に選択

学校

地域

全校に設置する部活動

運動系ゆるやかに親しむ部 〔スポーツ部など〕

運動系トレーニング部 〔トレーニング部など〕

文化系趣味的教養部 〔文化教養部など〕

文化系技を極める部 〔匠(たくみ)部など〕

学校ごとに特色のある部活動

○○部(例:野球部〔校庭〕)

●●部(例:演劇部〔音楽室〕)

※「この学校といえばこの部活」と言えるような部活動

広域部活動
(拠点校方式)

△△部(例:バスケットボール部〔体育館〕)

▲▲部(例:硬式テニス部〔テニスコート〕)

※一定の広域性をもつ部活動

学校+地域

学校と地域団体が連携して実施する教室やイベント

(地域団体による出前講座)

伝統文化○○教室

ニュースポーツ体験会

地域団体の多様な活動

(継続的な活動)

スポーツ

文化芸術

レクリエーション

科学技術

自然体験

ボランティア

ほか

教育委員会が活動内容、活動場所、スケジュール、参加費などの情報を収集し、生徒・保護者に提供

5 放課後の居場所対策

(2)「児童の放課後活動等の充実に向けた今後の方針～学校は子どものホッとプレイス」
(令和4年度策定)

3本の柱

- 子ども自身が過ごし方を選べる。(子どもの最善の利益)
- すべての子どもが、安全安心な放課後時間を過ごせる。
- 地域の人、地域資源が子どもを支える。

多様なニーズへの対応

(1) 放課後子ども教室・学童保育所の一体的運営

両事業の児童が一緒に参加できるイベントの拡充

(2) 放課後子ども教室実施日数の増

令和3年度 7,876回 → 令和4年度 8,751回

(3) 各放課後子ども教室の取り組み、体験経験活動の拡充

朝の子ども教室、各種体験活動、コニカミノルタ:「走り方教室」、中央大学「英語で遊ぼう！」

(4) 学童保育所の高学年受入れのための環境整備

高学年受入れ 令和4年度 23施設 → 令和5年度 24施設

(5) 小学校敷地外学童保育所の校舎内移転

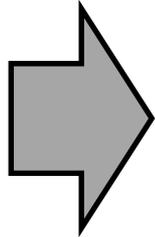
校舎内施設: 令和4年度 25施設 → 令和5年度 28施設

(6) 学童保育所における夏休みの昼食提供

令和4年度 21校28施設 → 令和5年度 42校53施設

学童保育所
待機児童
「ゼロ」
令和4年4月

次のステージへ



- ※学童保育所
68小学校に90施設
公設民営 (指定管理制度)
- ※放課後子ども教室
64小学校区
(地域の推進委員会等へ委託)